ダイバーシティ推進センター ライフイベント復帰支援制度実施要項

令和 4.2.3制定

令和 5.3.9改正

令和 6.2.27改正

1. 趣旨

この制度は女性活躍推進のためのポジティブアクションとして,群馬大学における教員で 妊娠・出産・育児・介護などのライフイベントにより教育研究活動を中断した者が,復帰 後,その教育研究活動を円滑に再開できるよう支援するために,必要な経費を助成すること を目的とする。

2. 本制度の対象者

本制度に応募できる教員は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1)原則,本学で研究に従事している女性教員を対象とする。ただし,男性教員であって も,配偶者が大学若しくは大学共同利用機関,文部科学省の施設等機関のうち学術研究を 行うもの,高等専門学校又は文部科学大臣が指定する機関で雇用されている研究者である 場合は対象とする。
- (2)募集の前年度に、ライフイベント*に起因する休暇、休業、休職又は離職により、やむを得ず、6か月以上連続して教育研究活動を中断した教員。
 - ※ 本制度におけるライフイベントとは、妊娠、出産、育児、介護、及び傷病、障害等による療養等の生活上の様々な 出来事をいう。

3. 支援の内容

一人当たり 10 万円を上限として、教育研究活動に係る経費を支給する。

4. 申請方法

希望者は、募集要項に定める申請期間内に、ライフイベント復帰支援制度申請書(様式1) をダイバーシティ推進センターまで、メール添付により提出する。

5. 支援対象者及び助成金額の決定

支援対象者は、提出された申請書(様式1)をもとにダイバーシティ推進センターで協議し 決定する。

助成金額は、申請書の内容、予算額等を勘案し、ダイバーシティ推進センター長が決定する。

6. 報告書の提出

被支援者は、支援期間終了後、ライフイベント復帰支援制度報告書(様式2)をダイバーシ ティ推進センターに提出する。